# 人事行政の運営等の状況の公表について

本町における人事行政の公平性・透明性確保を目的とした「玄海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、令和6年度における玄海町の人事行政の運営等の状況をお知らせします。

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

# (1) 職員の競争試験の状況

令和6年度に採用された一般職の職員数は、次のとおりです。

(単位:人)

				合	計の内訳		
職種	合 計	統一	二次	選考	選	考の内訳	
		試験	募集	迭有	任期付職員	再任用	その他
一般行政職	2			2		1	1
技師	2	1	1				
保育士	4	1		3	3		
社会福祉士	1		1				
薬草園園長	1			1	1		
合計	10						

- (注) 1「統一試験」とは、県町村会が実施する統一試験によって選抜する方法です。
  - 2 「二次募集」とは、県町村会が実施する統一試験以外の試験によって選抜する方法です。
  - 3「選考」とは、特定職種等について主に町長が実施する試験において選抜する方法です。
  - 4 「任期付職員」とは、専門的な知識経験が必要とされる業務や一定の期間内終了することが見 込まれる業務等に従事させる場合に任期を定めて採用する職員です。

#### (2) 退職者の状況 (令和6年度)

令和6年度に退職した一般職の職員数は、次のとおりです。

(単位:人)

						その他			
区分	定年退職	勧奨退職	任期満了	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	合計
一般行政職	1	0	1	2	0	1	0	0	5
技 師	0	0	0	1	0	0	0	0	1
保 育 士	0	0	1	1	0	0	0	0	2
保健師	0	0	0	3	0	0	0	0	3

看 護 師	0	0	1	0	0	0	0	0	1
介護支援専門員	0	0	1	0	0	0	0	0	1
特定任期付職員	0	0	1	0	0	0	0	0	1

# (3) 職員数の状況(令和7年4月1日現在)

	57 /\	職員	員数	対前年	ナを放送油中
	区分	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減数	主な増減理由
	議会事務局	2	2	0	
	総 務 課	13	12	<b>▲</b> 1	育児休業者の復職による異動(▲1)
	防災安全課	10	9	<b>▲</b> 1	防災専門官の任期満了(▲1)
	企画商工課	7	8	1	業務内容の充実(1)
	会 計 室	2	2	0	
	値賀出張所	2	2	0	
般 行	住 民 課	7	7	0	
政	福祉・介護課	4	4	0	
政 職 部 門	こども・ほけん課	10	9	<b>▲</b> 1	退職者の不補充(▲1)
門	保 育 所	21	20	<b>▲</b> 1	退職者の不補充(▲1)
	生活環境課	3	3	0	
	農業委員会	2	2	0	
	農林水産課	10	9	<b>▲</b> 1	退職者の不補充(▲1)
	まちづくり課	10	11	1	業務内容の充実(1)
	一般行政部門計	103	100	<b>▲</b> 3	
政 特部 別	教 育 課	13	11	<b>▲</b> 2	国スポ終了のため (▲2)
門行	特別行政部門計	13	11	<b>▲</b> 2	
	水道	3	3	0	
→ A	下 水 道	2	3	1	業務内容の充実(1)
会 公計 営	国民健康保険	3	3	0	
部企門業	介護保険	5	4	<b>1</b>	包括委託の実施 (▲1)
	後期高齢者医療	2	2	0	
	公営企業会計部門計	15	15	0	
	総合計	131	126	<b>A</b> 5	
	№С □ □	(172)	(186)		

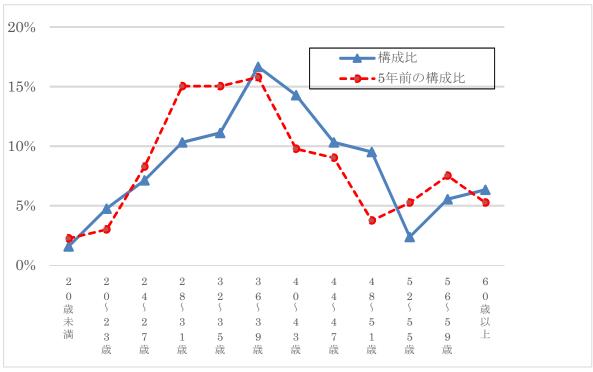
# <年齢別職員数>(令和7年4月1日現在)

(単位:人、%)

区分	20 歳 未満	}	24 歳 ~ 27 歳	}	}	}	}	}	}	}	}	60 歳	計
職員数(人)	2	6	9	13	14	21	18	13	12	3	7	8	126
構成比(%)	1.6	4.8	7.1	10.3	11.1	16.7	14.3	10.3	9.5	2.4	5.6	6.3	100.00

<sup>(</sup>注) 職員数には、任期付職員を含みます。

### <構成比>(令和7年4月1日現在)



# 2 人事評価の状況

職員の仕事の成果や職務遂行能力及び業務に対する取組姿勢を的確に把握し、職員の指導・育成に資することを目的とし、その結果を異動、昇任、給与等に反映することを目的として、人事評価を実施しています。

# 3 職員の給与の状況

# (1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	( 参 考 ) 令和5年度人件費率
令和7.3.31現在 人	千円	千円	千円	%	%
4,755	10, 507, 429	630,672	1, 174, 340	11.2	9.9

<sup>(</sup>注)人件費には、事業費支弁人件費及び特別職の職員(町長、町議会議員等)に支給される給料、 報酬等を含みます。

# (2) 職員給与費の状況 (令和7年度普通会計予算)

職員数		給与		1人当たり給与費	
(A)	給料	職員手当等	期末勤勉手当	計(B)	(B/A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
111	413, 510	77, 971	169, 301	660, 782	5, 953

- (注) 1 給与費には、事業費支弁人件費を含みます。
  - 2 職員手当等には、退職手当は含みません。

# (3) 職員の初任給(令和7年4月1日現在)

区 分		玄海町	国	
一般行政職	大学卒	214, 100 円	220,000円	
7文 1 ] 少义 相联	高校卒	188, 100 円	188,000円	
技能労務職	高校卒	211,400円		

<sup>(</sup>注) 職員区分は、令和7年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

# (4) 職種別職員数、平均給料月額、平均年齡(令和7年4月1日現在)

級	標準的な職務	職員数(人)	構成比 (%)	平均給料月額 (円)	平均年齢
6 級	課長	12 人	9. 76%	411, 242 円	52.7 歳
5 級	課長	0 人	— %	— 円	- 歳
4 級	係長	29 人	23.58%	350, 214 円	44.2 歳
3 級	主査	35 人	28.46%	304, 491 円	39.0 歳
2級	主事・技師	15 人	12.20%	257,007 円	32.7 歳
1級	主事・技師	24 人	19.51%	223, 225 円	26.8歳
技	技能労務職		3. 25%	279, 475 円	53.8 歳
特定	特定任期付職員		0.81%	500,000円	39.0 歳
再任用職員		3 人	2.44%	257,618 円	61.7歳
計		123 人	100.00%	303,671 円	39.4 歳

# (5) 期末手当及び勤勉手当(令和7年4月1日現在)

区分		玄海	爭町	国		
	色刀	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
支給	6月期	1.25月分	1.05月分	1.25月分	1.05月分	
割	12 月期	1.25月分	1.05月分	1.25 月分	1.05月分	
合	計	2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分	

# (6) 退職手当(令和7年4月1日現在)

	区分	玄	海町	国		
	<b>应</b> 为	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年	
	勤続 20 年	19.6695月分	24. 586875 月分	19.6695月分	24. 586875 月分	
支給	勤続 25 年	28.0395月分	33. 27075 月分	28.0395月分	33.27075 月分	
割合	勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	
7	の他の加算措置	定年前早期退	と職の特例措置	定年前早期退職の特例措置		
	ツ他ツ加 昇 疳 但	$(2\% \sim 2)$	0%加算)	(3% ∼	45%加算)	
	1人当たりの	2,342 千円	19,474 千円			
	平均支給額	2, 342 干円	19,474 干円	_	_	

<sup>(</sup>注) 1 人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

# (7) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象職員・・・0名

# (8) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給職員1人当たり平均支給年額	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合	0.0%
手当の種類 (手当の数)	4種類

#### 代表的な手当の名称と内容

- ・消毒手当…伝染病による家屋、死体その他の消毒に従事した場合
- ・税務徴収事務従事手当…税徴収事務に従事した場合
- ・行旅病人、死亡人取扱手当…行旅病人、死亡人の取扱に従事した場
- ・災害応急作業等手当…重大な自然災害発生時や発生する恐れがある現場 に従事した場合

<sup>(</sup>注) 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和6年度普通会計決算によるものです。

# (9) 時間外勤務手当(令和7年4月1日現在)

令和6年度	支給総額	25,940 千円
(普通会計決算)	職員1人当たりの平均支給年額	267 千円
令和5年度	支給総額	22,516 千円
(普通会計決算)	職員1人当たりの平均支給年額	218 千円

<sup>(</sup>注) 支給総額には、事業費支弁額を含みます。

# (10) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名		内容	
	配偶者	3,000円/月	
	子1人につき	11,500円/月	
扶養手当	・16歳から22歳までの子(加算)		同
	1人につき	5,000円/月	
	父母等1人につ	つき 3,000円/月	
<b>在日本</b> 业	借家・借間	最高支給限度額	最高支給限度額
住居手当		27,000円/月	28,000円/月
运数工业	交通用具使用	者(自動車・バイク等)	
通勤手当		2,000円/月~31,600円/月	闰
管理職手当	課長 (6級)	51,900円/月	
	課長 (5級)	49,600円/月	闰

# (11) 特別職の給料(報酬)(令和7年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当	退職手当
町長	796, 000円	C H ##	給料月額×在職年数×500/100
副町長	651,000円	6月期 1.725月分	給料月額×在職年数×294/100
議長	400,000円	12月期	
副議長	314,000円	1.725月分	
議員	290, 000円	計3.45月分	

# 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

# (1) 勤務時間(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	日曜日及び土曜日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	週休日

<sup>(</sup>注)保育所については、勤務時間の割振変更制度(交代制等)を行っています。

# (2) 年次休暇の取得状況 (令和6年1月~12月)

年次休暇は、1 年について 20 日付与されます。また、付与された 20 日のうち使用しなかった分を翌年度に繰り越すことができます。

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日 B/C	取得率 B/A×100
3,845日	1169.4日	104人	11.2日	30.4%

<sup>※「</sup>令和7年勤務条件等に関する調査」より

# (3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(令和6年度)

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの時間外勤務等平均時間数
23, 369時 間	182.6時間

# (4) 特別休暇等の状況 (令和7年4月1日現在)

休暇等の種類	休暇等の期間	摘    要
夏季休暇	6月1日から10月31日までの 期間に、原則として連続する5	(令和6年度から休暇期間変更)
	日以内	
公務災害休暇	医師の証明等により必要と	公務災害であると認定され、勤務
五 扮 火 吉 / 下 収	認める期間	することが困難な場合
  結核性疾患休暇	1年以内	健康診断の結果、療養、休養を命
和核性疾患你吸		じられた場合
病気休暇	引き続き90日(高血圧症等	公務災害以外の負傷や病気により
7万 义( 7下 平文	であるときは180日)以内	勤務が困難な場合
# TE # 100	2日以内	生理日の勤務が著しく困難な女
生理休暇		子職員が請求した場合
<b>工好沙虎在</b> 岬	5日(体外受精の場合は10日	不妊治療による通院に伴い勤務
不妊治療休暇	)以内	しないことが適当である場合
	1日につき1時間を超えない	交通機関を利用して通勤してい
妊娠通勤緩和休	範囲内で必要と認められる時	る妊娠中の女子職員がその交通機
既	間	関の混雑の程度が母体又は胎児の
中汉		健康保持に影響があると認められ、
		職員が請求した場合
万·F·萨·安·仔·III	7日を超えない範囲内で必	妊娠中の女子職員がつわりのた
妊娠障害休暇	要と認められる期間	め 勤務する事が困難な場合
	1回につき1日の正規の勤務	妊娠中又は産後1年以内の女子職
保健指導等受診	時間の範囲内で必要と認めら	員が保健指導又は健康診査を受け
休暇	れる期間	る場合
	・妊娠満23週までの期間 4週	

	間に1回	
	間 2週間に1回	
	・妊娠満36週から出産までの期	
	間 1週間に1回	
	・産後1年までの期間 1年に1	
産前休暇及び産	・産前 6週間(多胎妊娠の場合	
後休暇	は、14週間)以内	
	・産後 8週間	
	1日2回それぞれ30分以内(	生後1年に達しない子を育ててい
育児時間	男性職員の場合は当該子の母	る職員が、その子の授乳のため請求
	親との調整がある)	した場合
	配偶者の出産から14日以内	職員が配偶者の出産により退院
出産補助休暇	において2日を超えない範囲内	の付添い等に従事するため休暇を
	で必要と認められる期間	請求した場合
	産前6週間(多胎妊娠14週間	配偶者が妊娠・出産期にある職員
配偶者出産時育	)から産後8週間までの期間に	が出産に係る子又はそれ以外の小
児休暇	おいて5日以内	学校就学前の子の育児を行うため
		請求した場合
	5日の範囲内(子が2人以上	(令和7年度制度改正)
	の場合にあっては、10日)	9歳に達する日以後の最初の3月3
子の看護等休暇		1日までの間にある子を養育する職
		員がその子の看護等のため勤務し
		ないことが相当と認められる場合
	子が生後3年に達する日ま	職員が3歳に満たない子を養育す
育児休業	での間で承認があった期間	る場合、休業期間は無給
( - A ( ) - MT	30日の範囲内	職員団体の業務又は活動に従事
組合休暇		する場合、無給休暇
	連続する6月の期間内	職員の配偶者、子、父母等で負傷
		  、疾病又は老齢により2週間以上に
介護休暇		わたり日常生活を営むのに支障が
		ある者を介護する場合、無給休暇
	・忌引 死亡した者により7日	・親族等が死亡した場合
	から1日の連続する日数	・職員が結婚した場合
慶弔休暇	・父母の祭日 1日	MANUAL OF THE PROPERTY OF THE
	・婚姻 5日	
骨髄移植のため	必要な検査、入院等に要 す	□ 職員が骨髄移植の骨髄液を提供
の休暇	る期間の範囲内	するために休暇を請求した場合
<b>▽</b> フ <b>/ ト ヤア</b> X	つ 771   F1   V   平1     四   Y   1	7 3 /にツバー Y P MX で明かし/に勿口

ボランティア休	1年に5日の範囲内	職員が報酬を受けないで被災者、
		障害者等に対する支援活動などを
暇		行う場合
	勤務しないことがやむを得	・選挙権等公民権行使の場合
スの他の性則は	ないと認められるときに、その	・証人、鑑定人等として国会、裁判
その他の特別休	都度、必要と認められる期間。	所等へ出頭する場合
暇	ただし、住居滅失は一週間を超	・天災事変による住居滅失等の場合
	えない範囲	・交通機関の事故等の場合

# 5 職員の休業に関する状況

# (1) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

区	分	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
H 1/1. T		2人	2人	0人
男性耳	敞貝	1人	0人	0人
t ld r	ru. 🗆	1人	2人	0人
女性耳	敞貝	1人	2人	0人
	<b>a</b> 1	3人	4人	0人
台	合計	2人	2人	0人

<sup>※</sup>上段は令和6年度に新たに取得した者の人数、下段は令和5年度以前から引き続き取得 している者の人数

# 6 職員の分限及び懲戒処分の状況 (令和6年度)

分限処分とは、心身の病気のために公務が行えない状態になった職員等に対して行われる処分です。懲戒処分とは、職員に公務員としてふさわしくない行為があった場合等に行われる処分です。

令和6年度は、分限処分は0件、懲戒処分として免職、戒告、減給の処分を各1件行いました。

# (1) 分限処分

分限の種類	事案の内容	被処分者
(1) 降任	該当なし	
(2) 免職	該当なし	
(3) 休職	該当なし	
ア)病気休職	該当なし	
イ)起訴休職	該当なし	

# (2) 懲戒処分

#### ① 一般服務関係

処分の該当行為	事案の内容	被処分者	処分内容
勤務状況不良	• 支払遅延	主事級	戒告

#### ② 公金、公物取扱関係

処分の該当行為	事案の内容	被処分者	処分内容	
横領	・1,569,364 円の横領	課長級	減給 (1/10 3月)	
		係長級	減給 (1/10 1月)	
		主査級	免 職	

#### ③ 公務外非行行為関係

該当なし

#### ④ 交通事故、交通法規違反関係

該当なし

# 7 職員の服務の状況(令和6年度)

#### (1) 職務専念義務

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に職務以外のこと に従事したり、勤務時間中注意力を職務外のことにそらしたりすることのないように して、職務のみに従事しなければなりません。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得れば、職務に専 念する義務を免除されます。

(条例に定める事由)

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・ その他人事委員会規則(「職務に専念する義務の特例に関する規則」)に定め る事項に該当する場合

#### (2) 営利企業等への従事制限

職員は、地方公務員法の規定により任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の 役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は 事務にも従事することはできません。

許可の基準としては、その職員の占める職と、当該営利事業等との間に特別な利害 関係又はその発生のおそれがなく、かつ営利企業に従事しても職務の遂行に支障がな いと認める場合その他法の精神に反しない場合の外はこれを許可しないこととしてい ます。

# 8 職員の退職管理の状況

令和6年度に定年退職した職員(課長級)の再就職の状況については、以下のとおりです。

定年退職者数	うち、再就職者				
(課長級)	再任用	一部事務組合等	公益法人等	民間企業	その他
0 名					

# 9 職員の研修の状況

#### (1) 研修の状況(令和6年度)

職員の行政遂行能力の向上等を図るため、主に次のとおり研修を実施しました。

研修の種類	研 修 内 容	受講者数
職場研修	入札事務研修、財務事務研修、農業体験研	140人
(玄海町主催)	修、人事評価制度研修 等	
職場外研修	階層別研修、公会計研修、文章力向上研修、パ	82人
(外部機関に派遣)	ソコン研修 等	

### 10 職員福祉及び利益の保護の状況

# (1) 職員の健康診断の状況(令和6年度)

労働安全衛生法及び安全衛生規則に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康 を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

区 分	主な内容
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、心電図検査、血液・生科学検査 等
ストレスチェック	ストレスチェックの受検、高ストレス者の面接指導等
生活習慣病健診	子宮がん検診、人間ドック、歯科検診

#### (2) 職員の福利厚生の状況 (令和6年度)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条に基づき、職員の保健及び福利厚生の増進を目的として、玄海町職員互助会に対し、補助金を交付しています。

会員数	124名		
福利厚生費	496,000円(1人当たり4,0	00円×124名)	
公費負担額	【主な個別事業概要】		
	・助成金	447,000円	
	<ul><li>レクレーション費</li></ul>	1,002,938円	
	· 奉仕活動費	54, 254円	

# (3) 利益の保護の状況(令和6年度)

(公平委員会事務を佐賀県人事委員会へ委託)

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立の状況 該当なし